○令和６年度愛別町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

平成31年４月１日要綱第12号

改正

令和２年３月13日要綱第６号

令和３年８月26日要綱第47号

令和４年３月31日要綱第85号

令和５年４月１日要綱第16号

令和６年３月29日要綱第30号

令和６年度愛別町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、低所得者の婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対し、住宅費及び引越費用の一部を助成するものとし、その助成について、愛別町補助金等交付規則（昭和62年愛別町規則第８号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　新婚世帯　令和６年１月１日から令和７年３月31日までの間に婚姻届を提出し受理された夫婦で、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯

(２)　住宅費　令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間に支払った結婚を機に新たに住宅を取得、リフォーム及び賃借する際に要した費用で、住宅の取得費、工事費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については対象外とし、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については対象外とする。

(３)　引越費用　令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間における引越し業者又は運送業者への支払に係る実費及びその他の引越しに係る費用をいう。

（助成対象世帯）

第３条　助成金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯及び令和５年度にこの制度に基づく助成を受け、その受給額が補助上限額に達していない世帯とする。

(１)　世帯の所得（令和５年１月１日から令和５年12月31日までの間の夫婦の所得を合算した金額をいう。以下同じ。）が500万円未満であること。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合にあっては、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満であること。

(２)　対象となる住宅が町内にあり、申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。

(３)　住宅費及び引越費用が令和６年４月１日から令和７年３月31日の間に支払われたものであること。ただし、家賃の支払については、事業期間内の家賃のみを対象とするため、事業期間外の家賃（いわゆる前家賃）を支払うものは、仮に支払日が事業期間内であったとしても対象としない。

(４)　他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

(５)　夫婦の一方又は双方が過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと。

(６)　同一世帯に属する者全員が公租公課を滞納していないこと。

（助成金の額等）

第４条　助成金の額は、住宅費と引越費用を合わせた額を対象とし、新婚世帯のうち夫婦ともに年齢が29歳以下の場合、１世帯当たり60万円、これ以外の新婚世帯の場合、１世帯当たり30万円を上限とし、予算の範囲内において交付する。ただし、令和５年度にこの制度に基づく助成を受け、その受給額が補助上限額に達していない世帯に対しては、令和５年度の補助上限額から受給済の額を差し引いて得た額を上限とする。

２　前項に規定する助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

３　助成期間は、令和６年４月１日から令和７年３月31日までとする。

４　前項の規定にかかわらず、前条に規定する助成対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までとする。

（助成金の交付申請及び決定）

第５条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、結婚新生活支援事業費補助金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(１)　補助金等交付申請額算出調書（様式第２号）

(２)　経費の配分調書（様式第３号）

(３)　戸籍謄本又は婚姻証明書など婚姻日が確認できる書類

(４)　所得証明書

(５)　貸与型奨学金の返還額がわかる書類

(６)　領収書

(７)　住宅手当支給証明書（様式第４号）（住居費における賃貸借の場合）

(８)　同意書（様式第５号）

(９)　誓約書（様式第６号）

(10)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

２　町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成することが適当であると認めるときは、結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書（様式第７号）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第６条　前条第２項により助成の決定の通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに結婚新生活支援事業費補助金変更交付申請書（様式第８号）に、前条第１項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

２　町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、結婚新生活支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第９号）により助成対象者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第７条　助成対象者は、第５条第２項又は前条第２項の通知書を受けた場合は、速やかに結婚新生活支援事業費補助金交付請求書（様式第10号）（以下「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、助成対象者からの請求書の提出があったときは、確定払いにより助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第８条　町長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(１)　虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(２)　助成金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(３)　この要綱に違反する行為があったとき。

（助成金の返還）

第９条　助成対象者は、町長が助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金が既に交付されているときは、速やかに当該助成金を返還しなければならない。

（報告等）

第10条　町長は、助成金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、助成対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

２　助成対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（委任）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月13日要綱第６号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の平成31年度愛別町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱に基づき交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附　則（令和３年８月26日要綱第47号）

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の令和２年度愛別町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱に基づき交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附　則（令和４年３月31日要綱第85号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の令和３年度愛別町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱に基づき交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附　則（令和５年４月１日要綱第16号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の令和４年度愛別町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱に基づき交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附　則（令和６年３月29日要綱第30号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の令和５年度愛別町結婚新生活支援事業費補助金交付要綱に基づき交付された補助金の取扱いについては、なお従前の例